

第百三十四回国会
衆議院

地方行政委員会會議録 第三号

平成七年十月十九日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君

理事 中島洋次郎君
理事 持永 和見君
理事 山名 靖英君
理事 北沢 清功君
理事 荒井 広幸君
理事 岸田 文雄君
理事 田野源良太郎君
理事 林 幹雄君
理事 愛野興一郎君
理事 川端 達夫君
理事 永井 英慈君
理事 増田 敏男君
理事 吉田 公一君
理事 島山健治郎君
理事 山下八洲夫君

補欠選任
谷 洋一君
中馬 弘毅君
村田敬次郎君
山本 公一君
岡島 正之君
富田 茂之君
山口 鶴男君
同日
荒井 広幸君
岸田 文雄君
林 幹雄君
福永 信彦君
竹内 謙君
増田 敏男君
山下八洲夫君
同日
荒井 広幸君
岸田 文雄君
林 幹雄君
福永 信彦君
竹内 謙君
増田 敏男君
山下八洲夫君
同日
荒井 広幸君
岸田 文雄君
林 幹雄君
福永 信彦君
竹内 謙君
増田 敏男君
山下八洲夫君

出席政府委員
自治 大臣 深谷 隆司君
警察庁長官官房 総務審議官 山本 博一君
自治政務次官 網岡 雄君
自治大臣官房長 二橋 正弘君
自治省行政局長 松本 英昭君
自治省行政局長 鈴木 正明君
自治省行政局長 鈴木 正明君
消防庁長官 秋本 敏文君

委員外の出席者
地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動
十月十九日

第一類第二号

地方行政委員会會議録第三号

平成七年十月十九日

十月十九日
地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(海部俊樹君外二十四名提出、衆法第二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○平林委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。穂積良行君。

○穂積委員 今回の消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・自由連合を代表して、質問を申し上げます。
まず、今回の改正については、私は、基本的に結構なことではないかという立場で政府当局に質問をいたします。

まず自治大臣、消防職員は、憲法二十八条に規定する労働基本権に関する規定の中での勤労者に該当するということは明らかであると思いが、大臣、まずそれについてお答えいただけますか。
○鈴木(正)政府委員 そのように考えております。

○穂積委員 大臣、間違ひありませんね。
○深谷国務大臣 おっしゃるとおりでありまして、当然のことです。
○穂積委員 なぜこれを冒頭に質問したかといひますと、公務員部長、その憲法第二十八条を読み上げてくださいますか。

○鈴木(正)政府委員 憲法二十八条でございますが、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体の行動をする権利は、これを保障する。」
○穂積委員 お聞きのとおりであります。

しかし、消防職員については、この二十八条に規定する労働基本権について、地方公務員法によつて大きな制約を課しているということなのですが、それでは、その地方公務員法の関係規定をちょっと公務員部長の方から説明いただきたい。

○鈴木(正)政府委員 地方公務員法では、その五十二條の第五項によりまして、「警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。」、このように定めております。

二十八条の規定の関係をどのように理解しているか、当局の考え方を御説明いただきたい。
○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

我が国の消防の実情をみてみますと、その目的、任務は、国民の生命、身体及び財産を保護する、こういう目的、任務を与えられております。また、実際の活動におきましても、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動というものが要求される。特に、密集家屋の多い日本においては、その面が常に要求されているところでございまして、そういうことによりまして、公共福祉の観点から、消防職員の団結権については認められていない、こういうこととございまして。

○穂積委員 それでは、昭和四十年、すなわち一九六五年に我が国が批准しましたILO第八十七号条約との関係で、これが過去二十数年来、国際的にも問題になってきたのを私も承知しておりますが、これについての経緯、それから、それらの経緯を踏まえて、今回、このよう消防職員の委員会を制度的に決めるということを決着しようということについての説明をお願いいたします。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。
ただいま申し上げた理由から、消防職員の団結権につきましては、戦後一貫してこれを認めていないところとございまして、これに對しまして労働団体からさまざまな場面で、これを認めるべきである、こういう主張が行われてきたわけでございまして。
今お話のございましたILO八十七号条約、昭和四十年に批准されたわけでございますが、その以前にも、総評など労働サイドは二度にわたりILOに対して、日本の公務員の労働組合権が侵害されておる、こういうことで申し立てを行いまして、これに對しまして結社の自由委員会、日本の消防は条約に言う警察に当たるとして、申し

立てには根拠がない、こういう判断が示されております。

国内的には、公労使三者で構成されます労働問題懇談会条約小委員会というところで昭和三十三年に同様の報告がなされまして、それを前提として政府としては四十年に条約を批准した、こういう経緯がございます。

さらに、昭和四十八年になりまして、総評等労働サイドは再度この問題についてILO結社の自由委員会に申し立てを行ったところでございまして、

一方、条約を批准いたしますと、その条約の適用状況を審査する手続がILOの方にございまして、そこにおいてもこの問題が取り上げられるようになりまして、昭和四十八年三月に、専門家委員会というのがございますが、そこで見解が示されまして、消防職員に団結権が認められるよう適当な措置をとることを日本政府に対して希望する、それが表明されまして、以後、消防活動を団結権から除外することは正当化できない、こういうのがILOの基本的態度となっているわけでございます。

また、条約を通じまして、総評等は団結権禁止の解除のための措置をとるようILOにも主張してきた、こういうことでございます。

これに對しまして、政府としましては、ILOに對しまして、日本の消防というものは条約に言う警察に含まれるものであって、この問題は国内問題として解決すべく検討を加えていくという見解をずっと表明してきておりまして、政府としても、国内において、政府部内に公務員問題連絡会議を設けまして、そこにおいて関係者からの意見の聴取を行い検討してきた。特に、平成二年からは、公務員問題連絡会議の了承を得て、この問題に密接な関係を持します自治労と自治省との間で協議をするということで協議を開始しまして、自來今日まで精力的に協議を重ねてきた結果、ことしの五月に消防職員委員会の導入を軸とする解決案というものについて合意が得られた、こういう

ことでございます。

○穂積委員 今説明をいただきましたように、この消防職員の団結権、さらには団体交渉権については憲法二十八条の規定に照らしてどうするかということは、もう三十年前後の大きな労働問題の一つだったわけでありまして。

しかし、この後ちょっと諸外国の例もお聞きしますけれども、我が国の場合は、自衛隊はもちろんです、警察関係の職員と消防職員については、せめて団結権は認めたらどうかという労働側の意見が年々あるのは御承知かと思ひます。そういう中で、しかし、国際的にも問題になったこのことについて、労働側と当局側が、年々の経緯を踏まえて、今回、理性的な話し合いをして、この五月に一応の協議が調ったということは、大変歴史的なことだと私は思ひます。

そのようなことを十分踏まえて、今後の課題は、この消防職員の、国民の生命と財産を守るという職務を適正に遂行していただくためには、自分たちの社会的な位置づけというものが十分きちんとしてもらいたいというものは職員の願いでもあると思うわけでありまして。そういう問題として、今回決着を見た消防職員委員会を通じて職員の意欲をさらに高め、しかも当局としても国民に對して消防の目的を達成するということで、今後両者が理性的な立場で話し合いをしていくということがこの制度の一番肝心なことではないかと私は思ひます。

そのようなこととしてこれを受けとめたのであります。今ちょっとお話ししましたように、先進諸国では消防職員についてのこの労働基本権的な問題についての扱いはどうなっているか、簡単に説明しておいてください。

○鈴木正三政府委員 諸外国の消防職員に關しましての労働基本権の關係でございます。それぞれの国の国情によりさまざまございまして、必ずしもつまびらかにしておりませんが、団結権について申し上げますと、例えばイギリス、アメリカ、ドイツでは団結権が認められて

おります。フランスにおきましても、軍人である消防職員、パリ消防隊、マルセイユ消防隊は軍が所管しておりますが、それ以外の消防職員につきましては団結権が認められております。また、交渉権につきましても、団結権のある場合にはおおよそこれを認める、こういう状況でございます。

争議権につきましても、イギリスにおいては認められております。フランスでも、軍人である消防職員を除きまして認められておりますが、アメリカにおいては、州によって事情は異なりましたが、一般的には認められておりません。また、ドイツにおいても一般の公務員の消防職員には認められておりません。なお、フランスの場合は、ストライキ権は認められておりますが、消防職員は消火あるいは救助の出動は拒否ができません、こういうふうになされております。

なお、消防職員の団結権に關して、一九九〇年のILOの資料によりますと、これは四カ国を含め五十三カ国の状況が示されておりますが、このうち二十二カ国において団結権が付与されてない、こういう報告がなされております。

○穂積委員 今の御説明にありましたような各国の例の中で、我が日本国では今回のような現実的な解決として法制化ということをしようということになったと理解しますが、願わくは、せっかくこの制度によって消防職員委員会ができて、本当にこれが適正に運営されて、先ほど申しましたような当局あるいは職員双方で国民のためにプラスになるような話し合いが行われるということになければならない、そういうふうになるわけでありまして、その点から一、二御質問いたします。

話し合いの課題としての勤務条件あるいは厚生福利、それから職員の装備なり設備等の問題、いろいろあると思ひますけれども、勤務条件について話し合いをするという場合に、当局は勤務条件としてはどのようなことがまず思ひ浮かびますか、ちよっとお答えいただきたいと思います。

○秋本政府委員 勤務条件を審議項目としていますが、法律の十四条の五に掲げて

おりますように、給与、勤務時間、そういったようなものが代表的なものであらうと存じます。

○穂積委員 お答えのように、勤務条件の最たるもの、これは職員の処遇上、給与水準なんですよ。私はそう思ひます。ところが、給与水準は、これも地方公務員法に基づき各市町村がきっちりと給与体系を決めているはずであります。その場合、特に職員の勤務成績というものを年々評価して、いわゆる勤務評定を行って、その勤務評定の結果に基づいて、給与その他勤務条件にその結果を反映するという制度になっていると理解しますが、それに間違いありませんか。

○秋本政府委員 勤務評定というところを行っていただくわけですが、勤務条件そのものというわけではございませんが、この勤務評定の結果が給与等に影響を及ぼすということになります。その給与等、この問題が勤務条件に關する事項として審議の対象になり得るだらうと見ております。

○穂積委員 今この問題を出したのは、私は、この勤務評定の結果の扱いが勤務条件に影響を及ぼす限りでは労使間で話し合いの対象とするにふさわしい問題である、こういう理解をしておりますので、消防職員については団体交渉権は依然として法制上認めないとしても、この消防職員委員会を通じて、勤務評定結果の扱い等についてもこの委員会できちんと課題になっていんだと思ひますが、その辺についてどのようにお考えか、ちよっとお答えいただきたいと思います。

○秋本政府委員 この職員委員会におきましては、職員から提出された意見についてこの委員会が審議をするということになりますので、第一段階、その職員からどういった意見が出てくるかというところであらうと思ひます。先ほど申し上げましたように、勤務評定に關しましては、その結果として給与等に影響を及ぼすということになりますと、その給与ということがこの審議事項ということになってこようかと思ひます。

○穂積委員 それでは、とにかくその問題も含め

まして、消防職員委員会が本場にうまく運営されることを期待して、この問題について、まあ事務方については多少細かいことをお話ししました。が、区切りたいと思います。

そこで大臣、災害緊急時の消防の応援体制について今回特例を創設するという点につきまして、は、過般の阪神・淡路大震災時の経験等にかんがみて、いわば当然の手当ではないかと思ひます。で、私はこれは時宜を得たものだと思ひます。であります。これについて、責任大臣として大臣の今後に向けて、災害時、消防組織が適正に都道府県あるいは市町村の域を越えて活動しなければならぬときにきちんと対応するようなことについて、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど来の消防職員委員会の設置につきまして、実は私は昭和四十八年に、ILO結社の自由委員会への労働側の提訴に対して、当局側の代表としてジュネーブに行つたのです。そうしたことも思い出しながら、きょう、長年の問題、このように前大臣のときによくごきつたものだ、そのような感慨を持って質問をしたわけでありましたが、現大臣におかれても、この法改正の趣旨を体しまして、円滑な消防組織の労使関係のもとで責任を果たしてもらいたいという私どもの期待に対して、大臣の決意を表明いただければと思います。

この以上二点について大臣の決意を伺つて、ちょうど時間となりました、私の質問を終わらせていただきます。

○深谷国務大臣 穂積委員から二つの点についての御質問がございました。

第一点は、阪神・淡路の大震災の本当に苦しい経験の中から、今までは消防の出動に関しては要請主義であったのを、今度は特例を設けて、いざというときに備えられるように自主的に動ける体制をつくらう、そういうことになったわけでありま

す。御案内のように、自衛隊の場合も要請主義を旨としています。が、特例で、いざという場合には

出動を自主的にできるという形になっていました。今度は、そういう意味では、この消防組織法の改正によって同じように出動できるということになったわけでありま

す。阪神・淡路の際の一番の問題点は、地震が発生して直ちに動出した、その初期の段階でどういう態勢がとれるかということにかかっている、こう思うのです。実際問題として、兵庫県の方から、今度の地震の場合に、地震は五時四十六分に発生したわけでありま

す。発生したわけでありま

す。発生したわけでありま

す。発生したわけでありま

○平林委員長 次に、米田建三君。

○米田委員 今回の消防組織法の一部を改正する法律案のうち、まず消防職員委員会の設置についてお尋ねをするわけでございますが、この問題につきましましては、ただいまの穂積委員の御質問の中にもございましたとおり、長い間消防職員に団結権を付与するか否かという、このことが大きな焦点になってきていたわけでございます。

この間の経緯を改めてたどらせていただきますと、一九四八年にILOは結社の自由及び団結権の保護に関する条約を採択しました。しかし、同条約の第九条第一項におきまして、「この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める」といたしまして、軍隊及び警察については特例を認めたわけであります。我が国は一九六五年にこの条約を批准いたしましたけれども、これは当時の経緯を見ますと、ILOが、消防の職務を同条約第九条の「警察」の職務と見て、消防職員の団結権禁止は同条約に抵触しない、こういうことにしたことを前提にしたものであったはずであります。

私は、当時の我が国の基本的な姿勢は、消防の職務にかんがみまして全く妥当な考え方であるというふうに思ひますが、今日でもこの考えに変わりはないのかどうか、念のため大臣に伺いたいと思います。

○深谷国務大臣 米田議員の質問にお答えします。このILO第八十七号の唯一の例外規定というのが御指摘の第九条でございます。これは、軍隊とか警察というものはその国の状況に応じて、国内法で定めていこうということでございます。そういう点でまいりますと、我が国の消防は、条約に言う「警察」に含まれているという判断のもとに、この八十七号の条約を批准する際には、抵触しないという判断をとったわけであります。その判断は今日も変わっておりません。

〔委員長退席、穂積委員長代理着席〕

○米田委員 阪神・淡路の大震災のような大変な惨劇が起きた後だけに、国民の防災体制の強化に

対する要望は非常に強いものがあるわけでございまして、特に消防の機能、体制の強化というものに対する熱望も大きいわけでございます。

今の大臣のお答えを私は了とするものでございしますが、一方、与党の有力議員の中に、今回の改正が団結権付与に向けての第一歩である、そのように公言している方もおられるというふうに聞いているのです。私は、これは今の大臣のお考えと甚だしく食い違ふものがあるのではないかと、そんなふうに思ひますが、その点どう思ひか、また、将来ともに団結権を付与しない、こういうふうに断言していただけるのかどうか、改めて大臣の御答弁をお願いいたします。

○深谷国務大臣 消防職員の団結権問題というのは、平成二年以降は、公務員問題連絡会議の了承を得て、自治省と国内関係諸団体との間に協議を重ねてまいつたわけでございます。ILOの状況であるとかあるいは勤務条件等の改善への職員の参加という観点から、長年にわたつて議論が続けてきたわけでございますが、全国の消防の組織活動への影響を勘案しながら、何か解決策がないかということに英知を絞つて、今回の職員委員会の設置ということに相なつたわけでございます。私は、そういう意味では、この結論というのは、六月のILOの総会においても歓迎されたことであり、了解が得られたものと考えております。

今回のこの措置は、私はこれも一つの解決策と判断をしているわけであります。これからこたえなければならぬ第一歩という判断ではなくて、これも解決策なんだ。ですから、これが着実に運用されるその成果を期待しながら、見守っていくということが私たちのとるべき姿勢だと思ひます。しかし、今後のさまざまな議論まですべて閉ざしてしまふというものでもございせんので、そういうような考え方に立つて、この解決策として生み出した委員会というものが有効に運営されていくことを見守っていきたいというふうに思ひます。

○米田委員 ところで、本年の五月二十六日に自

治大臣と自治労の委員長がこの問題の解決策について会談をした際、三点の項目について合意がなされ、その中に、自治大臣と自治労の委員長は、従来と同様に、消防職員の勤務条件について定期的に話し合いを行う、こういう旨が含まれているわけであり、これは大変不可思議な話だと思ふ。

この勤務条件等について現場の消防職員の意見を聞くために今年度の消防職員委員会が設置をされるという考え方が出てきたわけでありまして、自治労委員長は一体いかなる資格でこの問題に首を突っ込んでくるのか。しかも、国務大臣たる自治大臣と定期的に話し合いを行うなどという、そんなお立場になぜあるのか。消防職員は自治労の組合員じゃないんでしょ。これはおかしいんじゃないですか、こういう合意は。こんな合意は取り消すべきであると思ふ。五月二十六日ですから、深谷大臣のときのお話ではないわけでありましたが、ただ前大臣がこういうお約束をしてしまっている。まことに妙な話ではないかと思ふわけですが、当局の御見解を伺います。

○深谷国務大臣 今のお話は、おっしゃるとおり前大臣のときでございすが、その後、私が大臣に就任しましてから、自治労の皆さん方が大臣室にもお越しをいただいているいろいろな話はしております。

私は、民主政治の原則というのは、さまざまな方々の意見を聞くという大前提に立たなければならぬと思つておるわけであり、地方公務員の職員団体の最大の上部団体でございす自治労と定期的にお会いして意見を聴取するということは、私は、その考え方に照らしても妥当なことだと思ふに思つておる。したがって、これから前と同様にこうした機会を持つていくという考え方は、私も抱いておる。

ただ、意見を聴取する、さまざまな提言を受ける、しかし決めるのはこちらの側であり、議会でございますから、その姿勢だけは堅持していきたいと思ひます。

〔持水委員長代理退席、委員長着席〕
○米田委員 警察や軍事組織に準ずる緊急かつ重大な使命を、緊急性を帯びた重大な使命を持つて、ゆえに団結権は認められない、この姿勢は一貫しておるといふ御答弁を冒頭いただいたわけであり。

したがって、自治体の職員であるけれども、消防職員は労働組合のメンバーではないわけでありまして、その上部団体の長と国務大臣たる自治大臣が定期的にその勤務条件等について話し合いを行うということは、あたかも団結権を認められない消防職員が自治労の傘下にあるがごとき、そういう状況になるわけではございません。この自治労の委員長長と消防職員との間に連帯性はないはずでございますので、その自治労の代表者と話し合いをするということとは、どうしても論理的に結びつかないと思ふわけではございません。

むしろ、そのような重要な使命を帯びておる、そういう職種であるから団結権を認めない。まさに国会、議会とお話し合いをいただくべき、そういう対象として理解をすべきでございまして、労働団体の、しかも自治労の委員長さんと定期的に話し合いをするという約束をされた、この前大臣の約束に現大臣も拘束されるのでしょうか。

○深谷国務大臣 前大臣の合意に拘束されるかという質問について、拘束されるされないというところについては私は答えようとは思ひませんが、私もこういう自治労の申し出に關しては、機会があるごとにお会いしてお話を聞くことはやぶさかでないと思ひます。

先ほども申し上げましたように、あらゆる機会にさまざまな御意見を伺いながら、行政や政治が判断していくということは必要なことでございすから、私は、そういう意味では大いに議論も申し、意見も聞き、しかし最終的な結論や判断はこちら側であり、議会の皆様と御相談して答えを出していく、こういう考え方で一貫していききたいと思ひます。

○鈴木(正)政府委員 自治大臣と自治労委員長と

の話し合いについて、委員の御質問、御懸念の点について補足させていただきますと、この趣旨は大臣から今申し上げたところでございす。これまでも、大会の決定が決まったときとか、あるいは予算の時期とか、そういうときに来られて話し合いをしているということもございすので、引き続きそういうことについて続けていく、こういうことでございす。

なお、御懸念の、これらの消防職員委員会との関連でございすが、お話しのように、消防職員委員会の設置、運営とこの大臣と委員長との協議というものは連動させるものでないという点について、例えば全国的に集約してそれを持つてくるというふうなものではない、あるいは団結権問題を引き続き協議するようなものではないという点には十分留意していかねばならないと考えております。そういうような配慮をしながら今後私どもとしては対応していきたい、こういうことでございす。

○米田委員 ちょっと腑に落ちませんが、大臣のお言葉の中にありましたとおり、いろいろな方から意見を聞くということは民主主義の原点である、参考までに御意見を聞くこともあつたのだから、そういうことであろうというふうに理解をさせていただきます。次の質問に移ります。

本法案との直接の関連はないわけでありすが、この機会に、整備あるいは人員の面から見ました消防体制の充実強化という問題につきまして、何点か質問をさせていただきますと思ひます。

消防組織は、消防組織法に基づきまして、常備の消防職員と消防団から成つております。この「消防力の基準」というものはどのように定められておるのか、まず御説明をお願いします。

○秋本政府委員 「消防力の基準」につきましては、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務等を行うために必要な施設等について定められているわけでありまして、この基準におきましては、それぞれの地域における人口、市街地の状況、気象条件、中高層建築物の状況、危険物施設の敷などを勘案いたしまして、それぞれ消防署または出張所の設置の基準、消防ポンプ自動車等の配置の基準、それらについて定めているわけでございます。

○米田委員 充足率は、現況どうでしょうか。

○秋本政府委員 平成五年四月一日現在の全国の消防施設の整備状況で申し上げますと、基準と対比いたしまして、消防ポンプ自動車につきましては八八・七％、はしご自動車につきましては六三・八％、救急自動車につきましては九九・六％というふうな充足率になっております。

○米田委員 人員についてはどうですか。

○秋本政府委員 消防職員の数についてでございますけれども、これはそれぞれ市町村におきまして基準の算定の仕方が、それぞれの状況に応じて算定するという部分がございますけれども、単純にそれらを積み上げてまいりますと、全国で二千万九百九十人ということになります。これは平成五年四月一日現在の数字でございすが、それに対する消防職員の数は十四万一千四百三人でございすので、充足率は七〇・六％ということになります。

○米田委員 消防体制の強化というのは、今、日本国民のだけれどもが熱望しておるところであらうかと思ふのですが、先ほどの整備の面でも必ずしも百点満点ではないんだというふうに理解できまして、また人員につきましても、大変ファジーなお答えだったけれども、例えば私の実際の見聞した例を見ましても、横浜市のような大都市、十萬、二十萬を超えるような区がある。この夜間勤務の実態というものを言ましても、消防職員ですよ、五十人を切つておる、二十萬を超えるような区でも夜間勤務者が、この辺はもししたら、自治体消防ですから、自治省本庁が、自治省そのものが細かく把握はしておられないかもしれせんが、大変に少ない人員であるというふうに思わざるを得ないですね。

火事が一件や二件同時に起きるような程度なら

ば対応できるかもしれませんが、阪神大震災のよう
な大災害が起きた場合に果たして対応できるの
かどうか、やはりその実情を知る者は大変不安に
駆られていたわけでありまして、装備につきまし
ても人員につきましても、私はやはり早急に、改
めての、きちんと充足させるための体制というも
のを整えるべく御努力をいただきたいというふう
に思います。

時間がありませんので次の質問に移りますが、
阪神・淡路大震災の経験からしても、消防団の存
在の重要性というものが大変大きいものがあるとい
うふうに改めて認識されたのではないかと思います
が、いかがですか。

○深谷国務大臣 私は、阪神・淡路大震災の後、
当時予算委員会の筆頭理事でしたが、全く単独で
現地を視察してまいりました。また、大臣になり
ましてからも現地を再び訪ねたのでありますが、
現地の状況を聞くにつれて、当時消防団員が極め
て重要な活躍をしたということを大変多く耳にし
ているのであります。

消防団員が、みずから被害を受けた立場にもか
かわらず、献身的に出動いたしまして、消火活動
だとか、つぶれた家の中から人々を救出する。特
に、地域に密着して暮らしている方々であります
から、どこにだれがどんなふうに住んでいるか熟
知しているのです。そういう意味では、適切な
消防団員の活躍によって相当の人命が救助され
た。私も、こういうような状態を考慮するにつ
けても、これから一層消防団の活動に期待したい
し、応援をしたいと思っております。

○米田委員 そこで、消防団が毎年減少の傾向に
あるわけでありまして、昭和二十九年には二百万人
を超えておりましたが、以後、毎年急速に減少を
続け、今日ではとうとう百万人を割りました。特
に、大都市部の消防団は深刻でございまして、サ
ラリーマン化の時代の中で、商店やわずかに残さ
れた専業農家の子弟が入団をしておる。しかし、
仕事がかねばりとも消防団というボランティア
活動は務まらないということでおやめになってい

く方も出てくる。減少傾向というものは当然であ
ると言うわけですから、実情を目的の当りにしてい
るわけでございます。

こういう時代状況の中で、いかにして消防団と
いうものを維持するのか。例えば、一般のサラ
リーマンの皆さんにボランティア休暇制度を導入
して消防団活動への参加を促したところで、緊急
の災害時に動め先からいきなり戻っていただくわ
けにもいけません。じゃ、どうするんだ。そのとき
に、やはり女性の消防団活動への参加、こういう
ことを考えざるを得ないのではないかと。このこ
とを促進する施策を早急に講ずるべきではない
か。

また、あわせて、そうであるならば、装備の改
良とか、これらの研究開発にも急いで力を入れて
まいり体制をおつくりをいたさなければならな
い。そんなふうなことを考えておられますが、この時代状
況の変化にかんがみまして、消防団の人員の減少
傾向、どのような対策をこれらの問題に対してお
考えなのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○深谷国務大臣 米田議員御指摘のように、消防
団員は、わずかずでございまして減少の傾向に
あります。十年前は百三万人だったのが、今九十七
万五千人でございまして、この十年の間にこの
分だけ減ったわけでございます。まあ、微減と
言っているわけではございません。しかし、この傾向は今後
もさらに大きくなる心配がございまして、それと、
高齢化という点も大きな問題でございまして、
いずれにしましても、ただいま御指摘のよう
に、この消防団の中に女性消防団員の活躍を期待
するということは、大きな今日の時代の要請であ
ろうと思っております。現在はまだ六千人でござい
ますが、それでも五年間で三倍にふえているわけ
でございますので、これからも期待するところであ
ります。

私の妹も女性の消防団員で、浅草で今頑張っ
ておりますが、こういう人たちが活動するために
は、やはり消防用の施設や装備の例えは軽量化と
か、女性たちが活動しやすいような技術開発、こ

ういうことをやっていかなければならないので、
大いにこれは指示していきたいというふうに思
います。

そしてまた、女性がどういう分野で能力を発揮
できるか、こういうことを考えていくことも大事
で、女性にふさわしい分野での活躍、そのための
教育訓練を新たに消防団で考えていくといったよ
うなことを含めて、ただいま御指摘のような女性
消防団員の今後の活躍に見合うような体制の強化
ということを考えていきたいと思っております。

○米田委員 以上で質問を終わります。ありが
とございました。

○平林委員長 次に、吉田公一君。

○吉田(公)委員 ただいま米田議員からの、自治
大臣と自治労と消防職員委員会についての協議を
続けていくということについて、大臣から御答弁
がございました。質問を省かせていただいて、自
治大臣と自治労との協議を進めていくということ
について、これはいつごろから始めたものなので
すか、それを伺いたいと思っております。

○鈴木(正)政府委員 御質問の、自治大臣と自治
労委員長が今後定期的な話し合いを続けていくと
いう意味での話し合いがいつごろかというお尋ね
だと思っております。これにつきましては、いつから
ということとはちょっと定かではありませんが、例
年、消防職員の勤務状況も含めた地方行政全般
にわたって、自治労から申し入れを受けたら、
また陳情をお聞きしたり、意見交換というも
のは行ってきたと思っています。

○吉田(公)委員 先ほど米田委員からもお話があ
りました。自治労は消防職員の待遇等について
のいわば発言権はないわけでありまして、この消
防職員というのにはまさに自治体職員でありますか
ら、自治労という労働組合がその大臣と話し合
う、しかも正式のテーブルの上のこの委員
会について、消防職員の待遇等について話し合
う資格がない、私はそう思っているわけであり
ます。その資格のない自治労と大臣と話し合った
結果というものは、それぞれ法的根拠もありませ

んし、また強制権もありません。
どういうことでこうなっているかといいたす
と、一つは、自治労が、賃金闘争でありますとか
あるいは労働基本権でありますとか、そういう重
要闘争項目の中の一つにこの消防職員委員会の設
立が入っておりまして、したがって、かねてから
自治労が要請をしてきた大きな重要な問題だ、
こう思います。そこで、自社連立政権ができた折
に、この際だからひとつ強く要請して消防職員委
員会をつくってやろう、そういう意図があるやに
私は想像するわけでございますが、その点につ
いていかがでございますか。

○深谷国務大臣 吉田委員とは昔から都議会でも
御一緒の関係、先輩後輩の関係があつて、よく地
方自治に精通していらつしやることはわかつてお
ります。自治労と大臣とがさまざまな話し合い
をするというのは、消防問題だけでは全くござ
いません。それは、地方自治全体の労働組合として
最大の組織でございますから、そういう全般的な
さまざまな御意見について話し合いを持つというこ
とは、私は別に何かということではないし、むしろ
労使関係や今後のよき状況をつくり出すためには
必要なことだと考えているわけでありまして、
ただし、消防に關しましては、消防職員委員会
というのが設置されたわけでありまして、話は
ここですべきであつて、ここに抵触するような
あるいはこれを拘束するような話をする、ある
いはそれに応ずるという考えは毛頭持っていない
ということを御理解いただきたい。

○吉田(公)委員 確かに大臣のおっしゃるとお
り、労使が協調してそして円満に事を運んでいく
ということは決してマイナスではありませんし、
今の時代にはまさに結構な話だ、こう思います。
ただ、大臣も御承知のとおり、消防署職員は自
治体職員でありますから、本来は法律で改正をす
るのではなくて、条例で改正をすべきだ、私は基
本的に、地方分権の立場からいってもそう思っ
ているわけでございます。その点については、なぜ
法律を改正してやるのか、なぜ各都道府県、各市

町村が、あるいは一部組合等が条例でやるように法律で定めなかったかという点が、地方分権の建前からいってもおかしいのではないかと、そう思っているわけですが、なぜ条例にならなかったかということについてお尋ねをしたい、そう思います。

○秋本政府委員 吉田委員御存じのとおり、消防組織法におきまして消防の組織、運営の基本的事項について定めているわけですが、今回の消防職員委員会につきましては、消防職員間の意思疎通を図る、そして消防職員の意見を消防事務に反映しやすくする、そういったことから、消防事務の円滑な運営を図るために、すべての消防本部に設置をする、そういうことを考えた組織でございまして、その目的、役割からいたしますと、やはり消防組織法においてこの制度の基本的な事項を規定することが適当であろう、こう考えたわけでございます。

なお、消防組織法、それからそれに基づき消防庁が定める基準ということがございますけれども、これにつきましては全国的に統一を図る必要のある最小限の事項について定めることにしたい、そして、地方分権といったことの趣旨につきましては十分配慮していきたいと考えております。

○吉田(公)委員 それから、ILOについては我が国は批准をしたわけでありますが、その際に、軍隊、警察等は国内の法律によってつくるということでILOも一定の理解をしたのだ、こう思いますね。

そこで、消防職員の団結権について我が国がやらなかったという場合には、何か我が国にとって不利益なことがあるのでしょうか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

ILO八十七号条約の適用状況を審査する専門委員会の見解は、先ほど申し上げましたように、この団結権の保障から消防職員を除外する理由はないという見解でございます。

それにつきましては、日本政府としては、日本

の消防の業務というものは警察に該当するので条約上の問題はない、これは国内問題として解決に努力する、そういったことで今まで理解を求めてきたわけでございますけれども、ILOの方の専門委員会あるいは条約勧告適用委員会ではいろいろな論議がされてきているところでございます。

これはいろいろなケースが進みますが、ある程度、審査によって非常に悪い状況だということになりますと、いろいろな措置がとれます。ダイレクトコンタクト、直接調査に来るとか、あるいは、スペシャルブラグラフと言います、非常に悪い事例として公表されるとかというような形で、このILOの条約の適用状況というものが審査されている、こういうことでございます。

○吉田(公)委員 したがって、我が国にとって格段の不利益というのではないわけでありませうね。

○鈴木(正)政府委員 今お話ししましたように、ILOの条約勧告適用委員会がスペシャルブラグラフに登載されるということは、国際的に見ると非常に大きなダメージになりますので、そういった面では非常に不利益をこうむる、こういう問題があります。

○吉田(公)委員 ILOに日本はもちろん加盟しているわけでありますが、もともと、古い体制の中で非常に労働運動が弾圧をされたり、あるいは、団結権はもちろんのことでありますが、団体交渉権もない、ストライキ権もない、そういう労働基本権が認められていないという国家については、要するにILOがあつて、勧告をして、そして近代的な労使関係にしろということが趣旨だと思ふのです。

しかし、我が国におきましては、まさに地方公務員というのは、民間の皆さん方からいえばむしろ恵まれている。そのために、後ほど申し上げますが、人事委員会があたり公平委員会が設立をされて、そういうストライキ権や団体交渉権というものを持たない地方公務員、地方労働組合について公平な判断をしているということなのです。

ね。

したがって、人事委員会や公平委員会等があるということとは、労働基本権を認められないかわりにそういう公平な委員会を設置いたしましたして、そして、制限をされていることが不利益にならないようにということ、まさに手厚く、国家公務員の皆さん方は人事院がある、地方公務員は人事委員会、ない市町村については公平委員会を設けて、第三者の立場でそれぞれ実効を促しているわけですね。

したがって、私は、団結権が消防職員に認められぬといつて、もちろん国内的に不利益になることもありませんし、国際的に我が国が不当に労働運動を弾圧しているとは思えませんし、その点は、公務員部長さん、いかがでございますか。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。

今議員のお話のようなことで、日本の公務員については労働基本権が一部制約されておりますし、消防職員につきましては、特に日本の消防の場合は、狭隘な国土に木造家屋が連綿している、自然災害も多い、こういう事情の中で、消防の目的と任務とか実際の活動といったことから、立法政策上団結権を認めていない、こういうことでございまして、それについてILOにも十分理解を求めている、こういうことでございます。

○吉田(公)委員 くだいようでありますけれども、私は、ILOの問題ではない。これはもう、先ほど申し上げましたように、自治労の主要闘争の中の一つに消防職員の団結権を認めるというのが入っているわけでありまして、ILOの話じゃなくて、自治労だと思ふのです。

だけれども、自治労が何で熱心にこういうことをやるか。一つは、傘下におさめたいということもあるでしょう。そしてまた、勢力を拡大したいということもある。自治労にとってみれば、まあ軍隊は、軍隊というのは日本にあるかどうか、自衛隊と警察については無理だ、しかし消防職員については、自治体職員でありますから、これは自治労の傘下に押さえないということで、この消防

委員会、団結権については非常に熱心なんだ、私はそう思つて、ILOじゃないと思うのですよ。自治労が熱心だから、ILOという問題にすりかえて、そして今回の法律改正になった、私はそう思っているわけでありませう。

そして、先ほど申し上げましたように、各都道府県には人事委員会というのが設置をされております。これは設置をしなければならぬ委員会でありませう。「民主的、能率的な人事行政の推進を図り、もって地方行政の公正と能率を確保する」。しかも、人事委員会の位置づけというのは、任命権者から独立をしている。つまり、知事が幾ら任命をいたしても、知事の命令権はこの人事委員会には及ばない。人事院だってそうです。そういうように、独立した、しかも専門的な人事行政の第三者機関が設けられておりまして、不利益にならないようにしているわけでありませう。

そして、消防職員につきましては、人事委員会、これは東京都でありますから、人事委員会では、全部給料表というのがあります。その中に公安職という給料表がありまして、これは警察、消防であります。そのほか、お医者さんは医療職、看護婦さんは医療職、学校の先生は教育職、それぞれ平等に人事委員会は実効を促しているんですね。そして、今はありませんけれども、ちょっと前までは、人事院勧告を実施しろ、実施しないのは違法だといって違法のストライキやったりなんかしていたことがあります。

だから、そういうように人事委員会が置かれていて給与その他の待遇をよくするなというところを、つまり消防委員会と協議をするということについてはいかがなものかと思つておりますが、その点、御答弁をいただきたい、こう思います。

○秋本政府委員 今のお話もございましたように、公務員に関する諸制度もあり、そしてまた消防職員の業務の特殊性ということから団結権が認められていないわけですが、今回消防職員

委員会というものをお願いをしておりますけれども、ここにおきましては、いわゆる団体交渉を行うとかそういった場ではなく、職員から提案されました意見につきましては、消防長から指名された委員、委員長のもとで審議をする、その結論を消防長の方に出していただく。市町村の消防の長でございませうけれども、そちらの方に出していただく。

消防長におきましては、その意見を踏まえて、

そして消防長、消防本部としての方針を決めるとか、あるいはまた予算を伴うもの等につきましましては市町村長の方に働きかけるなりなんなりをして必要なことをやっていく。当然、議会において決定されるというようなことになってくるわけでございまして、そういったような基本の仕組みを踏まえながら消防職員委員会というものをつくっていくというふうなことを考えておるわけでござい

○吉田(公)委員 先ほど申し上げましたように、勤務条件及び厚生福利ということにつきましては、人事委員会があつてそれぞれ第三者機関でやっています。だから、行政職の給与が上がると、これは自動的に医療職も公安職も学校の教職員の給与もすべて一律に上がっていくわけでありまして、この点については、何もILOに指摘されて後進国並みに言われる必要はないわけですよ。そういう意味で、私が先ほど申し上げたように、ILOが問題ではなくて、自治労が熱心をやっているからこの法律改正につながってきたのではないかと、私自身はそういう考え方を持っているわけ

であります。それから、消防職員の被服及び装備品、それから設備、機械器具ということについてもこの消防委員会が話し合うことになっているわけでありまして、しかし、被服だとか装備品あるいは設備、機械器具等については、これは消防委員会が本来話し合うべきことではありませんで、つまり当局側がこれは考えることであります。

消防自動車は古くなったから取りかえるとか、

あるいはホースの延長をすべきだとか、はしご車の長さが短いから建物の高層化に伴って長くするとか、そういうことは職制を通じて本来やることでありまして、消防委員会が話し合う議題ではない、そう思っておりますが、その点、職制との消防委員会と、装備だとか被服だとか設備等についてどういうふうな調節をしていくのか、その点までお考えになつての御提案なのか伺いたい、こう思います。

○秋本政府委員 審議事項として、消防職員の装備、消防の用に供する設備その他の施設ということとを掲げておる、そのことについてのお尋ねでございませうけれども、私どもも基本的には、これらにつきましては消防事務の統轄者である消防長がその判断に基づいて対応すべきもので、そしてこれまでもそれぞれの消防長においてそのような判断のもとに適切に対応してきているということだと思っております。

ただ一方、消防職員が、現場の活動の中で得た貴重な経験に基づいて意見を持っておられるという場合もある。そういったような意見が寄せられた場合に、そのことを消防職員委員会におきましても審議をして、そしてその結論というのを消防長の方に出していただく。こういったようなことは、消防事務の円滑な運営に資するということからすれば、審議事項として掲げるに適當なことであらうというふうな考え方をしております。

○吉田(公)委員 そうしますと、団結権を認めるという趣旨からいいますと、例えば職員の福利厚生だとか給与だとか待遇だとかいうことが本来の団結権の基礎になつていくわけでありまして、設備だとか機械器具その他について消防委員会が議題にして論議をしてそれを言うということについては、これは消防委員会の趣旨とは違ふのではないかと、そう思います。あくまで職制というものがあつたわけでありまして、その職制を通じて本来こうした問題を解決していくということではないんでしようか。

○秋本政府委員 今の装備等につきましまして、職制

と申しますか、その組織の中で相談をして、そして消防長の判断、責任のもとで決定をして装備の充実を図っていくといったようなことは当然必要なことでありまして、これからはそういうことがあつて、そういふことが基本だと思つております。

ただ、先ほども申し上げましたように、消防職員が現場活動の中で得たいろいろな意見というものが、非常に細かいものまで含めていろいろあり得るわけでありまして、それらが寄せられたというときに、それも職員委員会の審議事項の対象としていろいろな委員の方々が集まつたところで相談をするということ、そのことは、この消防職員委員会の趣旨が、意思疎通を図りまして、そして貴重な意見を反映しやすくしよう、そして士気を高める、そして消防事務の円滑な運営が図られるようにしていこう、こういう趣旨からいたしますと審議事項として掲げることも適當であらう、こう判断しているわけでございませう。

○吉田(公)委員 そうしますと、消防委員会が機械器具等について、例えば消防車一台どうしてもこの消防署では必要だ、この消防本部では必要だということになつた場合に、もちろん予算が伴うわけでありまして、これを結局職制に上げなければいけないわけですね、結論は、消防委員会がそのまま財政当局に要望するわけにいきませんか、ここでもまためた意見は、結局は消防長なり消防総監なりしかるべきところへ上げて、職制から予算措置をとる交渉をしなければいかぬということになるわけでありませう。

そうすると、議論だけしているわけだ。具体的な成果というものは、途中からは職制を通じてやらなければ予算措置がとれない。待遇についても被服についてもそうですね。給与についても、それをそのまま消防委員会が独自に予算当局へ行つて予算を交渉するというわけにはまいりませんから、結論からいけば、とにかく話し合いをするというだけになる、私はそう思っているわけであり

それから、団結権はこの改正法案では認めるといふことになるわけでありまして、消防職員から提出された意見というものは、先ほど御答弁ありましたが、意見というものを審議して、その結果に基づいて消防長に意見を述べることとされてい

るところが、団体交渉権はもちろんならぬだけども、しかしこの法律を見ますと、消防長は意見を聞かなければならないということになりはしないか。意見を消防長は聞かなければならない、改

正法律案を見ますとそう解釈できると思つたのですね。その点についてはいかがですか。

○秋本政府委員 十四条の五に規定をいたしておりますけれども、次に掲げる事項、先ほど来御指摘あつたようなことも含めてすけれども、それについて消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べさせようということでございまして、義務的にここに語らなければならぬとか、そういうことはございませぬ。

○吉田(公)委員 そうすると、消防委員会が意見がまとまつて、そしてこの要望について消防長に意見を申し込んで、消防委員会での意見を聞いてもらいたい、実現をしてみたい、こういったときに、消防長は拒否をすることができませうか。

○秋本政府委員 消防職員委員会から消防長のもとに提出された意見につきましては、できる限り尊重して措置をするように努めるべきものとは思ひますけれども、しかし、これについてそのとおりにはやらなければならぬというような法的な義務とか、そういったものが生ずるわけではございませぬ。

実際には、団体交渉権らしきものはこの法律の文章の中には書いてある、そう解釈して間違いないでしょうか。

○秋本政府委員 先ほど来申し上げておりますように、消防職員委員会の議論は、それが団体交渉の場といったような性格のものでございませぬし、そこでの決定というのがその消防本部としての決定になるわけでもございませぬし、そしてその職員委員会という事項を審議するか、それは職員から提出された意見について審議をするということとございしますので、これが団体交渉の場等になる、そういったようなことではないと考えております。

○吉田(公)委員 消防は、第一義的な任務として、住民生活の安全、防災防火等について、まさに行政サービスといえは行政サービスであります、生命と財産を守るという重要な任務があるわけでありませぬ。

この消防職員委員会が導入されて、そして現場で混乱をしたり、逆に新たな組織がつくられることによって、職制によってきちんとなつていたものが混乱をするという可能性がないのかどうか、その点についてもう一度お尋ねをしておきたいと思ひます。

○秋本政府委員 消防は、今もお話にございましたように、国民、住民の生命財産を守るという重大な使命を持っております。今回、この職員委員会制度を導入するというにいたしてございませぬけれども、これを導入したことによっていささかでも消防の業務遂行、責任遂行に支障を来すということがあつてはならない、そういうふうな思いながら、この職員委員会の制度の趣旨に沿った適切な運営ということについて、私どもとしてもその指導について最善の努力をしてまいりたいと考えております。

○吉田(公)委員 要するに、自治労等につきましましては、消防職員については団結権をぜひ認めさせたいということが趣旨だ、こう思ひます。しかし、団結権と明らかに言わないで、その折衷案と

して消防委員会という、まあいわば中途半端な名称で、中途半端な権限で、そして何とか自治労の要望に折衷案でこたえていこう、こういう組織が果たして円滑に消防組織の中で運営されていくのかどうか、非常に懸念をするところであります。具体的には、団結権、団結権、こう言われておきり言われちゃ困る、しかし、そのかわりに消防委員会等を設けるから、この点でひとつうまく運営をしてもいい、こういうことであります。非常に職制として混乱をしていく。特に、軍隊や警察や消防というものは、命令ということによって災害時に威力を発揮するわけでありませぬから、命令ということは大事なことだ、こう思ひます。したがって、命令によって一糸乱れず治安そしてまた防災防火、災害時に出勤する消防職員にとつて、組織の中が混乱をしているということについていかなるものか。

こういう折衷案的なあまいな委員会をつくつて、当面はこれで済ませておこうというふうな考え方ではないかと私は思ひます。けれども、職制の中できちんとしてこの消防委員会というものの存在価値が認められて、うまく円滑に運営されていくかどうかという懸念をいたしておりますが、その点について、そういうことはないとお答えを、その答えができるのかどうか、伺いたいと思ひます。

○秋本政府委員 今もお話ございましたように、消防は極めて重大な責務を負っているわけでありませぬし、その行動につきましましては、厳正な規律、指揮のもとに、しかも迅速的確な行動をしなければならぬというところがございます。そういう消防の責務遂行について、この職員委員会制度の導入がいささかでも支障を生ずるといったようなことがあつては絶対になりませぬので、それにつきましましては、私どもとしても、その指導について最善の努力をしてまいりたいと考えております。

そして、この制度の仕組みにおきましても、これまで申上げましたが、団体交渉の場にならぬと、そういうような性格のものとしてではなく、職員の意見について、消防長から指名された委員長のもとで、同じく消防長から指名された委員のもとで審議をする、そうすることにによって職員としてもいろいろな意見というのがみんなの前で議論をされる、そういうことが士気の高揚につながつていって、この職員委員会制度がそういうふうなことで適切に運営されることによつて、むしろ消防事務の一層の円滑な運営に資する、こういうように持っていかなければならぬと思ひております。

○吉田(公)委員 次に、消防の応援に関する緊急時の特例ということとございまして、本来消防庁長官は、いわゆる消防本部その他各消防団につきまして助言と指導を与えるということになつておりました。今回の法改正で、自治体消防に對する特例措置の創設によつて、事実上町村への命令権が与えられるのかどうかということとございませぬが、このことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○秋本政府委員 今回、緊急の広域的な応援につきましまして特例措置を設けることにしたいということと考へておりますけれども、御案内のとおり、現行法におきましては、都道府県域を越える消防の広域応援につきましては、被災地の都道府県知事が消防庁長官に応援の要請を行う、それを受けて長官が他の都道府県知事に対し応援を求める、こういう仕組みになつておりますけれども、この仕組みの基本を改めるといふことは全く考へていないわけとございませぬ。

阪神・淡路の経験等からいたしますと、この仕組みがうまく動くように、例えば情報ネットワークの整備等についての努力は当然やつていくわけですが、そういうふうなことを手尽くしてしましても、やはり通信の途絶等の事態があつてどうにもならないという場合もあり得る。そういうふうな場合、しかも大規模な災害があつて、早期の広域的な応援が必要だということが明らかだ、そういうような場合に、消防庁の方で適切

な対応がとれるように、そして迅速な救援活動等を行うことができるようにという、そういう万が一の事態に備へての措置を今回設けるということとございませぬ。

○吉田(公)委員 災害対策基本法に基づいて、大規模災害の場合には都道府県知事が災害対策本部長というふうになるわけでありませぬが、被災地の知事の応援要請がないのに、消防庁長官がただ都道府県知事に応援要請を行った場合には、命令系統がふくそうして逆に災害現場に混乱を招くという懸念がないわけではない、そう思ひますが、その点については大丈夫でしょうか。

○秋本政府委員 被災地の都道府県知事から応援の要請がないというふうなこと、これは応援要請を行うことができないでいるという、そういう状態の場合にこの特例措置がむしろ生かされるというふうにならうかと思ひますが、そういう場合におきましても、応援を求めるといったような措置をとりましたときは、速やかに被災地の都道府県知事等に対してその旨を通知するということといたしております。

そしてまた、応援のために出勤した応援部隊につきましましては、現行法二十四条の四の規定によりまして、被災地の市町村長の指揮のもとに行動するということにしてございまして、そのことについては従来と同様でございまして、混乱が生じないと思ひますが、なお、実際運用するということになりましたら十分気をつけていかなければならぬと思ひます。

○吉田(公)委員 消防庁がこの被災地の情報を一番早く知り得る立場なのかどうかということもありませんけれども、これは自衛隊も警察も、情報については消防庁と同様、的確な把握をしているわけでありませぬ。したがって、県知事は県知事なりに、その自分の県の災害対策本部長としてそれぞれの各市町村の消防組織には通達を出して応援要請をするわけでありませぬから、そこへ、今度は消防庁長官がまた、こっちの町へこっちから移動しろなんということを、そういう要請をしていいの

行つたわけであり、さらに、全国の自治体の担当部長等の会合においてもこれは厳しく申し渡

○深谷国務大臣 吉田委員が御指摘の通り、
の官官接待は、何も好きこのんで地方の職員が

そうした私どもの主張や、またこれにかかわる運動の経緯の中から、今度の政務の協議により、

務条件等の改善への職員の参加という要請といふものがあります。そういう要請を念頭に置きな

ら、他方、同時に、円滑な消防任務の遂行の確保の要請あるいは全国の消防の組織活動への影響、こういったことも考えながら検討を進めてきたところでございます。それまでの協議の積み重ねの上に立ちまわして、ILO総会を控えたことしの五月に自治大臣と自治労委員長とが会談し、これらの要請にこたえる方策としてこのたびの解決策について合意を見たという経緯でございます。

○岡山委員 何よりも長い協議の歴史があった、そしてここに至ったというようにことを大事にしたい。これからのことを実効あるものにして生かしていただくというものをにしたい。これから、幾つか御質問を申し上げたいと思います。改正案の十四条の五において設置される消防職員委員会は、職員の給与、勤務時間その他勤務条件、福利厚生、職員の職務遂行上必要な被服及び装備品、消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する事項について審議をするところありますが、消防現場においてはこれまで職員の要求を反映する方途がほとんどなかったために、職員の要求は多岐多様なものとなることは十分予想されるところに思っております。ちなみに申し上げますと、先ほど申し上げましたように、言ってみれば、さまざまな消防基準と実態の乖離の問題あるいは予算執行率の問題等々がその代表的なものだと思っております。これは、勤務条件や福利厚生に対する職員の要望が十分反映されておらないということの証拠だというふうに言ってもよろしいのではないかと思っています。

そうしてみますと、職員委員会の審議対象項目を明確にするともに、職員の多岐多様な要求を柔軟に反映することは重要と考えます。この点、審議対象事項についてどのように考えておられるのか、明確にお答えをいただきたいと思っております。

○秋本政府委員 消防職員委員会は、消防職員間の意思疎通を図りますとともに、職員の意見を消防事務に反映しやすくする、そういうことによつて職員の士気を高め、もつて消防事務の円滑な運

営に資するということを目的として設置をするものでございます。消防職員委員会の審議事項につきましては、こうした趣旨から、審議事項とすることが適当であると認められる事項を法律において明確に定めているところでございます。このような制度の趣旨及び法律の規定に従つた運用がなされますように、私ももととして指導してまいりたいと考えております。

○岡山委員 次に、消防職員の職務参加の観点から、二つの点について伺いをいたしたいと思っております。

改正案では、消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対し意見を述べさせると規定されております。これを文字どおりに解釈いたしますれば、職員の意見提出権は保障されておるといふふうに考えます。問題は、その先であります。消防職員委員会は消防長に意見を述べた組織とされているわけでありまして、消防長はこの委員会の意見を消防事務の運営に役立て、消防現場の問題解決につなげていく保証のプロセスが明示される必要があるのではないかと思っています。この点について見解を明らかにしていただきます。これが第一点であります。

第二点は、委員指名に関する問題でございます。

改正案では明示されておりませんが、委員の半数は職員の推薦に基づいて消防長が指名することと規定されておるといふふうに伺っております。設置される委員会の目的からしてもそのような指名は望ましいことであり、当然なことだと考えます。そのように理解してよろしいのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○秋本政府委員 消防職員委員会の制度の趣旨からいたしまして、消防長は、消防職員委員会から提出した意見に基づきまして、その趣旨を尊重して処置するように努めるべきものと考えております。

具体的には、消防長は、こうした姿勢に立ちまして、委員会の意見の内容を検討し、処置することとが適当と認められるもののうち、みずから対応が可能と認められるものにつきましては改善等の措置を講じ、また予算措置や条例の改正等が必要となる場合は、所要の措置がとれますように市町村の関係部局に働きかけるということになると存じます。

なお、消防長は、委員会の意見の内容に従つて処置すべき法的な義務を負うものではないとさせていただきます。委員会の意見のうち、実施が困難であると認められるもの等につきましては委員会の意見のとおり処置しない場合もあるものと考えております。

また、消防職員委員会の委員についてでございますけれども、消防長が消防職員委員会の委員長及び消防長以外の消防職員の中から指名することとしておりますけれども、この場合に、消防職員委員会が消防職員間の意思疎通を図ることを目的として設けられることを踏まえまして、委員の半数につきましては職員の意向を反映することとし、職員の推薦に基づき指名することを予定いたしております。

○岡山委員 せっかくできました職員委員会でございますから、その意見が反映されるされないかは、最終的な決定はともかく、せっかくいい雰囲気の仕事をしておられる、話し合いをしておられる、信賴関係を損なうというふうなことになるうかと思ひます。信賴関係が損なわれないように十分意を尽くしていただく、このことをひとつ大事にしていただきたい、こう思ひます。

次に、改正案では、「消防職員委員会の組織及び運営に必要事項は、消防庁の定める基準に従ひ、市町村の規則で定める」と規定しております。定める基準の主たる内容は委員の人数が中心と考えますが、どのような形式、内容を想定しておられるのか、まず明らかにしていただきたいと思ひます。これが第一点でございます。

さらに、定める基準と地方分権との関係について問題を提起しておきたいと存じます。

委員会の組織、運営について詳細に定めることは、市町村の判断による自主的な運営を阻害することになりかねないと考えます。先ほど申し上げましたように、職員の意思反映及び実現のプロセスを保証するのに最小限必要な範囲、内容にとどめおくことが地方分権にかなうものではないかと考えますが、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○秋本政府委員 まず、消防庁の定める基準についてでございますけれども、これに基づきましては、消防庁の告示という形式により規定することと考えております。

また、その内容につきましては、委員長の役割、委員の指名、議事手続など、消防職員委員会の組織及び運営に必要事項について定めることを予定いたしております。

次に、地方分権との関係についてでございますけれども、今回の消防組織法の改正案に基づき消防長が定める基準におきましては、全国的に統一を図る必要のある最小限度の事項について定めることとしております。

また、今後消防職員委員会の運営につきましては、制度の趣旨に即して適切に行われるように指導してまいりたいと考えておりますけれども、その際、市町村の自主性につきましては、十分配慮してまいりて存じます。

○岡山委員 時間もございませぬ。最後になりますが、消防職員委員会の設置という今回の法改正に至るまでには、二十数年にわたる長い運動の歴史がございました。こうした歴史の経緯と、消防業務にかかわる職員の参加保障という改正案の趣旨を直視するならば、本制度の定着、発展には、政府、消防本部はもとより、自治体の首長あるいは議員の理解と熱意が不可欠であるかと思っております。それがまた、先進国にふさわしい民主的にかつ開かれた消防の職場づくりにつながるものと考えております。

そうした意味を持つこの制度の運用について、大臣の決意のほどをお伺いを申し上げたいと思います。

○深谷国務大臣 今、先生御指摘のように、ILから始まって今日まで、本当にさまざまな議論が長い年月にわたって積み重ねられてまいりました。そして、その解決策としてこのような職員委員会が設置されることに相なったわけであり、その精神を踏まえて、大勢の皆さんの努力の姿も思い浮かべながら、せっかくできた委員会であり、そのことが消防職員の士気の高揚につながり、さらにひいてはそれが国家国民の安全というものに対して、消防職員が一体となって活動できるように体制に結びつくように、挙げて努力をしていく必要があると思います。

そのためには、御指摘のように、市町村の長を初め、議会、消防関係者、国の分野における我々の全面的な支援、もろもろの体制が必要でございまして、その体制を一刻も早くつくるために、一層努力をしたいと思っております。

○岡山委員 くだいようでございしますが、せっかくできた委員会でございます。実効あるものに、最善の努力を払っていただきますことを重ねてお願いを申し上げます。終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○平林委員長 次に、田中甲君。

○田中(甲)委員 さきがけの田中であり、十五分間の時間をちょうだいいたしました。委員の皆さんや、もしかすると自治大臣も、あと十五分、十五分、さきがけ、共産党さんで終わるか、そんな気持ちでおられるのではないかと思います。物が考えようで、与党のトリを務めるといふ気持ちで御質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

一月の十七日に起きた阪神・淡路大震災、五千五百人を超える死者の皆さん方、私たちの政党の仲間であります高見君もその被害を受けた一人でありまして、いろいろな思いが、今その阪神

・淡路大震災という言葉を出すと同時に頭の中を駆けめぐらさなければなりません。国会議員として、なせもつと早く初動態勢をとれなかったのか。知事からの応援の依頼がないということ、由となつてなかなか出動態勢がとれないということ、なぜ命を助けるために今国が動けないんだというところが、国民の皆さん方一人一人に鮮烈な記憶としていまに残っていることであらうと思ひます。

今回出された消防組織法の一部改正の法律案、その点は二十四条の三であります。私はそんな思ひから、こちらを先に質問をさせていただきます。このように制度の改正を行つて、これはやらなければいけないことであります。非常に時宜を得て早期に対応ができたことと私も認識をしておりますけれども、例えば今南関東で地震が起きるといふことがあつたとします。仮定ではなく、実際にあつてもおかしくない。多分いろいろなデータを御認識されている大臣は、自分が就任している間にこの南関東で起きるかもしれないというところをもう腹に覚悟を決めていらつしやるかもしれない。これは、新たな災害が発生する可能性が極めて高いと言われているこの地域においてそのような事態が起きた場合に、今どのような初動態勢をとるべきであると御準備をされているか、この機会にぜひお聞きをさせていただきますと思ひます。

○深谷国務大臣 各委員からの適切な質問がずっと続いております。もう一息だなどといった安閑とした気持ちには毛頭持っておりません。むしろ市議会、県議会を通じて頑張った田中先生の意見がどういふものか、刮目して伺いたいと思ひしております。また、災害に備えるためには、何といひしても行政側と地域住民側が常にそれに対する心構えと準備を重ねてまいらなければならぬと思ひます。そういう点では、平素から地域の安全性を高

めるために行政と住民側が一体となつて努力をするということが大事であり、そのためには自主防災体制というものを確立して、例えば避難地であるとか避難路等の防災基盤の整備をしていくことが大事であります。

また、御指摘のように、災害が発生したときに初動活動というものが的確に行われることが非常に大事であります。これらについては、悲しいこととありますが、阪神・淡路の災害は我々に非常に多くの教訓をもたらした、こう思ふわけであり

何よりも大事なことは、災害の情報を的確に把握した上で関係機関に伝達することです。ございまして、これからは、特に消防庁においては、ヘリコプターや高所監視カメラによる画像情報の収集、あるいは多様な情報把握システムを整備する、地域衛星通信ネットワークというものの整備など通信ルートの多様化を進めるほか、今度は全市町村に計測震度計を配備すること、今度全

りますが、極めて活発な申し出がございまして、現在は消防部隊も含めて一万七千人体制が組織の上で確保されるような状態になってまいりました。隊としましては、千二百六十七隊でござい

こういふような緊急消防援助隊が、いざというときに、南関東等で例えば災害が起つたときには、その規模等に応じた緊急消防援助隊の出動を行う。そのための協力体制を検討しております。実は来る十一月二十八、二十九日の二日間、東京におきましてその具体的な訓練を実施するということも決まっております。

幾ら準備を進めても、自然の災害の恐ろしさというものの、我々はすべての知恵を集めて、どうやってお守りするかということにこれから一層努力をいたしてまいりたいと思ひます。この十一月二十八、二十九の実施訓練、実際と同一ような訓練、ヘリコプターも出動し、消防自動車も各県から緊急に集まっております。ぜひ先生もごらんをいただきまして、御示唆を仰ぎたいと思ひます。

○田中(甲)委員 力強い自治大臣のお話を伺ひまして、何か安心をする、そんな思ひを今持たせていただきました。

生命を守るといふ非常に重要な私たちの責務を、一人一人が担つていかなければいけないと思ひます。大臣の答弁の中にも述べられておつたと今記憶しておりますが、自主性という言葉、そして自治意識ということと置きかえてよろしいでしょうか。地方行政常任委員会あるいは地方分権推進特別委員会を通じて、この自治意識の重要性というものを強く感じている昨今である。そんなことも兼ね合わせて、日本全体で措置を講じていく、その気持ちを高めていく、そんな必要性を私も感じております。

次は、長い今までの歴史を持つ中で、今回消防職員委員会が設置されたということについて、何点か御質問させていただきます。ありがとうございます。

私は、やはり選任される委員長という立場が非常に重要になってくるだろうと思います。全国で消防本部が九百三十一、その九百三十一の委員長がどのように委員会を運営していくかということが、実際の問題としてはポイントになるだろうと私は推測をしているんですけれども、そこで消防庁長官、消防長に準ずる職にある者から消防長が指名をするということでありますが、この点を、どのような職にある者を考えているのか、もしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○秋本政府委員 消防職員委員会の委員長についてでございますけれども、これにつきましては、消防本部の事務の統括者であり、消防職員の任命権者であります消防長に準じた地位にある人、具体的に申しますと、例えば消防本部次長や、人事、組織、予算等の総務関係の事務を分掌する部長、部制をとっていない場合は課長などの職にある者を予定しているわけでございます。

委員長の役割といたしましては、委員会の招集を行いますとともに、委員会を主宰して会務を総理することなどを予定しておりますけれども、職員から提出されましたさまざまな意見に関しまして、委員会の審議が適切に行われますように、適正な議事運営に努めていただくことを私どもとしては期待いたしております。

○田中(甲)委員 それと同時に、今度は委員の問題にも触れさせていただきたいのですが、私は、この職員委員会を設置することによって、大きな目的の一つとして、極めて職場を活性化させるといふ、今よりもさらに活力のある職場にしていこうというのを考えなければいけないのではないかと、そう思います。

委員の半分については職員の推薦に基づいて指名すること、前段の質問者からもそのようなお話が指摘されておりましたけれども、できるだけ多くの職員が一度は委員の職を経験するという、これは制度の趣旨からも、消防の職場を活性化していくんだという制度の趣旨からも、なるべく多く

の職員が委員として参加をするということが大切なことのように私は思いますが、消防庁として、もしこの点を御配慮されているとしたら、御意見をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○秋本政府委員 委員会の委員につきましては、消防長が職員の中から指名をするということにいたしておりますけれども、意思疎通を図ることからいいますと、そのうちの半数につきましては職員の推薦に基づき指名するということとを予定いたしております。

今御指摘がございましたように、多くの職員が消防職員委員会の委員としての経験をすること、これは、消防職員間の意思疎通を図り、そしてまた職員の士気を高めるといふ制度の趣旨にも沿うものであらうと私も考えております。委員会組織及び運営の基準等につきまして検討を進めてまいりますけれども、その中で、御指摘の趣旨につきましても十分意を用いてまいりたいと考えております。

○田中(甲)委員 大臣にまた御質問させていただきます。長い間懸案となっていました消防職員の団結権問題、消防職員委員会の導入を基軸とするこのことによって解決策となったんだと。もしそうだとするならば、解決策は、消防職員の参加を得て勤務条件の向上等に資するものであり、消防職員の団結権問題の解決策として適切なものであるんだという御認識をお持ちになられているという確認と、またそれに付随する御所見がありましたら、ぜひ改めてお聞きをさせていただきたいと思っております。

○深谷国務大臣 先ほども申し上げたのでありますが、ILOとの関係も含めて、長年にわたってこの議論が続いてまいったわけであります。ただ、ILOの条約の批准に当たりましては、警察とか軍隊とかいうものについては、それは国内法で定める。したがって、私たちは、警察と同じように消防を考えて、批准するのに矛盾はないという点からその立場を一貫して進めてきたわけであ

ります。今日もそれは変わりはありません。したがって、消防という特別な立場の団体に對して団結権を認める、そういう考え方はありませんが、職員の皆さんが自分の意思をきちっと発表できる機会を設ける、そのことにどうやってこたえていくかという、行政側の答えもお互いに勉強しながら出していく、そのことによって職員の士気が高まって消防活動に一層全力を尽くせる、そういう環境をつくるという点では、私はこの委員会の設立というのは適切だと思っております。

それから、あとは、せっかくのこの努力で生まれた職員委員会が正確にその目的を果たして運営をされるように、周囲からぜひ協力をして進めてまいりたいと考えているところであります。

○田中(甲)委員 以上で終わります。

○平林委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 今回の消防組織法の改正について、緊急時の応援の特例については、救援救助の初動態勢のおくれを是正する措置の一つとして賛成するものです。特に新聞でも、お話が合ったように、おかれて活動を開始しているわけですが、既に神戸市内は火の海と化しており、断水も重なって燃えるに任せる状態となったというふうに報道をしておるところでありますし、極めて大切なことだと思っております。

同時に私は、先ほども大臣、お話ありました。が、現地での話を聞きまして、やはり応援を受ける現地の側がどれだけ強固かということが、これまた大切な問題なのです。したがって、私は、消防力基準の達成のために政府が全力を挙げて力を尽くしていただきたい。そうしなければ、幾ら応援が来ても、肝心のところは、指揮するところでは本休なわけですから、被害を受けているところでは、先ほど消防庁長官が七割という話をされて、しかも基準というものは最低の基準ということは何度もお話をしたわけですから、そこはあえて希望したいと思っております。

それと、職員委員会の設置については、先ほど

いろいろ御意見ありまして、消防職員の団結権の問題ではさまざまな見方がある模様ですが、私は、地方公務員法に手をつけていないという十分さがあるということについては指摘したいと思

うし、同時に、今までなかった勤務条件や福利厚生

の問題で審議をする場をつくったという点では評価をしたいと思っております。そういう立場に立って、時間がありませんので端的に質問したいと思っております。

公務員部長、ILOが七三年以来日本政府に勧告してきた内容の中心は一体何だったのかということ、まず報告ください。

○鈴木(正)政府委員 お答えいたします。条約批准時の経緯はございますが、その後、四十八年、一九七三年に、条約勧告適用専門委員会の見解の要旨は、消防職員の職務というものは、条約九条に基づいてこの種の労働者を除外することを正当化するような性質のものであるとは考えないという点と、したがって、この種の労働者について団結権が認められるよう適当な措置をとることを希望する、この点でございます。

○穀田委員 今ありましたように、中心問題は団結権の付与なのです。先ほどその問題が解決されたかのような御発言もありましたが、私は、その問題を解決しようと思つて、やはり五十二条を改正する必要がある、こう思っています。そこで、公務員問題連絡会議の決定ではこう書いています。要するに、「消防職員の団結権問題については、一問は締めますけれども、一地方公務員法の改正は行わない。」こう書いています。これでおしまいだとなると、団結権の問題は一步も前に進んでいないことになると思つたのです。

しかも、先ほども御意見ありましたように、私は、一つの労働団体から出ている問題と違うという意見なんです。つまり、日本における民主主義をどう発展させるのかという問題であるのが一つと、もう一つは、労働者の実態についてまともに見詰めて、それを改善するということに対して団

結権の問題は、先ほど申し上げたように、私は、消防職員の団結権の問題ではさまざまな見方がある模様ですが、私は、地方公務員法に手をつけていないという十分さがあるということについては指摘したいと思

うし、同時に、今までなかった勤務条件や福利厚生

結権が大事なんだという見地を、どう我々は認めるのかだと思ふのです。

そこで、日本自治体労働組合連合、略称で言いますと自治労連ですが、ILOに対して、趣意書でこう言っているのです、労働実態はこんなことがあると。「慢性的な人員不足により、週休二日制実施によって労働時間が短縮されたとしても、多くの消防職員の操作だけに終わり、総拘束時間は何ら変わらないという実態にあります。」また、「年次有給休暇取得についても、消防業務に支障をきたす状況などの理由から、自由に取得することができません。」こういったことまでわざわざ労働者の実態について報告しているわけですね。

だから、大臣はいつも最後のまとめの方になると、士気を鼓舞するという話をするのですが、肝心なため、こういう労働者の実態の問題と、民主主義を前進させるという問題からして、労働者の団結権が必要なんだという問題について、私は御意見を伺いたいと思います。

○深谷国務大臣 先ほどもちょっと触れたのでありますが、昭和四十年にILOの八十七号を日本が批准したときは、間違いなくILOの雰囲気といたしましたが、警察とか軍隊とか、そういうものは例外的なものであって、国内法で定めるのだという、そういう認識でスタートしているのですね。ところが、途中からILOの考え方も団結権を求めるというふうな方向に変わってまいりました。

しかし、今日まで鋭意努力した結果、このような委員会設置ということ意見は吸い上げるといふことに対して、今年の六月のILOの総会では歓迎された、そういう状態になっておりますから、私は、これらの経過を見て、今日の解決策は妥当な線だろう、こう理解しております。

○穀田委員 そこで、今論点が出ましたので、私言っておきたいと思うのです。

た。私は、本来、団結権という問題を設定した場合には、政府は、警察と消防が似たようなものだ、これは、私が質問した際も一貫してそういう御意見でございました。

そこで、私見てみますと、消防というのは、消防組織法第一条によりますと、国民の身体及び財産を火災から保護すること、及びこれらの災害による被害を軽減すること、こう書いています。警察はどうか。これは警察法第二条で、警察は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持に当たることを責務とする、こう書いています。すね。かつてのそういういろいろな経緯はありますけれども、そういう違いは明らかだと思ふのです。治安を維持する機構と、そして行政機構の違いは明らかだと私は思ふのです。きょうは議論する時間はありませんから、私はそう思ふので、したがって、逆に言えば、そういう実態を知れば知るほど、団結権が必要だという認識を持ったのは当たり前だと思ふのです。

同時に、今後半でありました、ILOが歓迎した。そういう文章はありました。確かにそう言っています。「満足をもって歓迎し」はあるのです。しかし、その後段もありまして、「本委員会はまた、日本政府が、すでに到達した合意を真に反映し、第八十七号条約に反しない方法で、国内法及び国内慣行を改正することを要請」するとも書いています。

つまりこれは、解決という見解をとるが、現実には、その一つの問題について歓迎されたこととはあるけれども、一步として見て、次の点に引き続き頑張ってくださいというところがILOの認識だということはお認めになりますね。

○深谷国務大臣 私は、このたびのこの委員会の設置というのは一つの解決策だと思っております。団結権に向かつての一步前進だという受けとめ方は、それはあなたの考え方と若干乖離がございます。

私どもとしては、この委員会がせっかくで

きたのですから、この運用が適切に行われて、職員の希望が反映をされながら、それが士気の高揚につながっていくという実体的な状況をつくり出すために全力を尽くしたい、そう思っているわけであります。

なお、将来にわたって他の意見は一切閉ざすという考え方を持っていないことは、当然のことです。

○穀田委員 念のために言っておきます。私がその判断をしたとは言っておりませんので、ILOがそう言っているという問題を私は言っており、ILOはそういう認識でいますよということとをまず確かめたかったわけです。

同時に、政府は、同じく六月の八十二回ILO総会条約勧告適用委員会日本政府冒頭陳述によりますと、「政府は、労働基本権である消防職員の団結権に関して、更に将来において関係者間で論議されるものと考える。」こう書いています。すね。そういう意味では、団結権の問題は引き続き残っているという認識があることだけは確かだ、政府全体が、これはそう読み取れます。すね。そういうことだと私は思ふのです。したがって、私は、逆に言いますと、当時いろいろなコンセンサスが必要だということも述べておられるわけですから、努力を開始をしていただきたいと思いますところですね。

そこで、最後に、二つばかり残っている具体的な問題について、運用の点についても若干質問をしたいと思ふのです。

先ほど長官は、そこで出された意見については尊重すべきであるということもお話しになりました。私は、一般職員の意見がより反映できるといふ観点での運用の改善が極めて大事な問題だと思ふのです。

そこで、極めて具体的な問題ですが、先ほどありましたように、長に意見を述べたそれに対してこたえる、こういう経過がありましたけれども、これらの問題が、何が提起されてどういふ話し合いを通じてどうなったか、これはやはり公開をされ

ていくべきだと私は思ふのです。つまり、結果としてそれが通るか通らないかという話じゃないのですよ。そういう問題が、どのような形が提起されて、どんなふうな話し合いをして、結果が今どうなっているか、するかしらないかは別として、それらについて公開をしたり、周知するという点はいかがお考えですか。

○秋本政府委員 消防職員委員会の方で審議の対象になりました意見、その結果を消防長の方に提出をした。その結果どういふ措置になったかというところにつきましては、提出した職員にはもちろんですけれども、全職員に対しても何らかの方法で周知をさせるということが適当であらうと思っております。

○穀田委員 そこで、じゃ最後の問題は、先ほどありました冒頭陳述の関係で、職員委員会の「半数は職員自身の推薦に基づき指名される。」という、既にこれは先ほど御答弁ございましたが、もともこれはILOの総会で政府の陳述にあるのです。すね。ですから、それはそのとおりとされるということだと思ふのですが、今の一般職員の意見がより反映できるという観点からすると、この点も改善が必要ではないかと私は思っているのです。

といいますのは、私は昨年も質問をしたときに、消防だとかいうのはもともと上意下達の組織なんだ、そういうもので迅速果敢にと、この二つが大体キーワードでした。それで、あなた方がそう言ってこられたわけだから、逆に言えば、そういう中だからこそ自由に物を言う雰囲気というものは当然ありません。上から下へこるわけなんだから。そういうものを予測されるということが第一ですね。

それともう一つは、福利厚生や労働条件について改善を目的とするわけだから、今言った半数程度というのにとどめずに、その職員委員会自身の構成が一般職員が過半数を占めるというふうな点での改善が必要ではないですか。例えば消防職員の階級やその他の構成を見ましても、圧倒的多

数が消防士、副士長、士長、司令補というような形で、管理職でない部分が当然多数を占めるわけですね。ですから、そういう方々を大きく選んでいくということが、私は配慮としてしかるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○秋本政府委員 この職員委員会制度を充足しましたならば、法律の制度の趣旨にのっとって適切に運営されることによりまして、職員の方からは自由に意見が出されるというようになることを私どもも期待いたしております。そのように指導をしてまいりたいと思います。

それから、この職員の指名につきまして、半数については職員の推薦に基づき指名をするということとを予定いたしておりますけれども、それをさらに細分化して、特定のグループから半数とか何かが出るようにとか、そのあたりまでの指導をするつもりはございません。やはり消防職員として一体のものであると思っておりますし、一体のものとしての行動は必要でございますし、これらにつきまして職員の半数ということで予定をしてまいっておるわけでございます。

○穀田委員 今お話があった半数は職員自身の推薦というところでして、私は、管理職でない人たちが半数占めたらどうかと言っているのです。労働条件にかかわる問題ですから、しかも、大体労働条件にかかわる問題で半々だったら、普通は労働権に関するそういう付与をして、それやったらいいわけでは、それをしないで行くわけだから、一層そういうふうな改善が必要だと思ふのです。そういう意見を特に述べておきたいと思ふのです。

最後に、大臣はあらゆる機会ですさまざまな意見を伺うということを労働団体の問題についておっしゃっていましたが、私はそういう意味でいいです。これは今の労働戦線における実態からして、やはり先ほど御紹介申し上げた自治労連も含めて大きな舞台として存在しているわけですから、そういう方々も含めて広く御意見を伺っていたということ、お話があったさまざまな

意見を聞くというものに値するのではないかと思います。○平林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○平林委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

消防組織法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○平林委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、山名靖英君外四名から、五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。山名靖英君。

○山名委員 私は、この際、自由民主党・自由連合、新進党・民主会議、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党の五会派を代表いたしまして、消防組織法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思ふます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、消防職員委員会制度の導入及び大規模災害時における消防の応援に係る特例の創設に当たっては、消防事務の円滑な運営等を図る観点から、左記の諸点について善処すべきである。

一 消防職員委員会の委員の指名については、消防職員の意見が的確に反映され、かつ、同委員会の適正な運営が確保されるよう配慮す

ること。

二 消防職員委員会の組織及び運営に関する基準については、市町村消防の原則を踏まえつつ、その早期制定を図ること。

三 大規模災害時における消防の応援に係る特例の運用に当たっては、被災地における被害状況の迅速かつ的確な把握に努めるとともに、市町村の自主性を尊重しつつ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を講ずるよう配慮すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○平林委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平林委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、深谷自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。深谷自治大臣。

○深谷国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたいと存じます。

○平林委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平林委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平林委員長 本日は、これにて散会いたします。

す。

午前十一時四十九分散会

平成七年十月二十五日印刷

平成七年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局